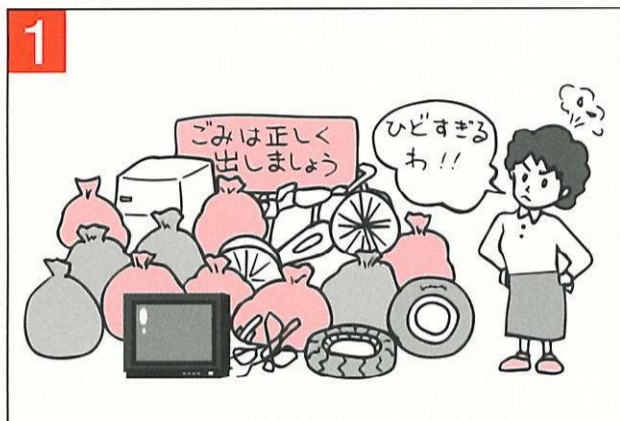




# こんなごみは集積所に 出せません!

次のような「ごみの正しい出し方」のルールを守らない人たちにより、集積所がごみ捨て場となり、近くの家などに迷惑をかけています。



## 分別していないごみ

市の施設では、適正に処理することができません。  
**燃えるごみ・燃えないごみ・資源物・連絡ごみ**にしっかり分別してください。

また家電リサイクル法対象品・自動車部品等は収集できません。



## 収集日以外に出されるごみ

収集してきれいになった集積所に「わたし一人ぐらいは」という気持ちでごみが出されると、そのごみがひきがねとなり、いつもごみが出される状態となります。

ごみは必ず**決められた日の朝8時30分まで**に出してください。



## 事業活動から出るごみ

**事業所（商店・事務所・病院・農業・工場・飲食店等）のごみは、地域の集積所に出せません。**

許可業者に収集を依頼する等して、適正に処理してください。



## 他地区からの持ち込みごみ

集積所は地元の自治会等で維持管理されています。通勤途上などで、他地区にごみを置いて行く人が見られますが、ごみは**自分の地区の集積所**に出してください。

きれいな住みよい町内にするために、ルールを守りみなさんで注意しましょう。